

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

## 通報処理結果の概要

受付番号	16	
受付日	2021年9月13日	
通報内容	コンクリート型枠合板の原料となる木材を、豪州の森林から調達しており、伐採活動により絶滅危惧動物の生息地が破壊されている可能性があるという内容	
対応経緯*	<p><b>【通報受付日～2021年10月末】</b></p> <p>組織委員会では、通報を受け付けた後、業務運用基準に沿って審査を実施しました。通報内容には対象物品と問題が指摘される伐採区域の関連性に関する具体的な情報がなかったものの、通報において指摘される点を検証するため、通報受付窓口の対象案件として、処理手続きを開始することを決定しました。また、処理手続きを開始する決定をした旨を通報者に通知しました。</p> <p>組織委員会では、助言委員会の委員について、本通報の内容がサプライチェーン管理や環境分野に関係することや委員候補者の経歴を考慮し、助言委員会委員候補者から、高橋大祐氏（弁護士）及び原嶋洋平氏の2名を選定する案を作成しました。両名には、この検討において、通報者や被通報者その他関連する企業・団体との利害関係がないか確認しました。その後、同案について、持続可能な調達ワーキンググループの委員に提示し、約1週間の期間を設けて意見を求めました。その結果、反対のご意見はありませんでしたので、案のとおり、高橋氏及び原嶋氏を助言委員会委員として選定することを決定し、本人からも承諾を得ました。</p> <p>組織委員会は、第1回目の助言委員会をオンライン形式で開催しました。通報の概要やこの時点で得られている情報等について説明するとともに、その後の対応の進め方について助言を得ました。</p> <p>その後、第2回目の助言委員会をオンライン形式で開催し、通報において指摘されている調達コード不遵守の具体的な事実の有無や</p>	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

<p>指摘されている物品との関連性を検証するための調査計画の案について説明するとともに、調査における視点等について助言を得ました。</p> <p>組織委員会は、通報の内容や根拠について確認するため、通報者に対して、オンライン形式でヒアリングを行いました。助言委員会の高橋委員も同席しました。</p> <p><b>【2021年11月～12月】</b></p> <p>組織委員会は、現地において森林の管理や伐採を担っている組織（以下「森林管理組織」）による、絶滅危惧種の保全に係る取り組みを含め、森林の管理や伐採に関する計画や手続き等の文書を確認するとともに、当該組織に対するヒアリングも実施しました。（なお、新型コロナウイルスの影響により、現地の森林を訪問しての調査は実施できませんでした。）</p> <p>さらに、組織委員会は、通報内容の根拠とする現地の環境 NGO（2団体）に対しても、絶滅危惧種保全に関する意見について聞き取るためのヒアリングを実施しました。</p> <p>併せて、森林認証制度（FSC）に基づく監査のレポート等も確認しました。</p> <p>調査の結果については、以下のとおりです。</p> <p>まず、森林管理組織は、木材生産における重要種の保全・管理体制を以下のように実施しているとのことでした。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各伐採エリアにて重要種の生息地の特定並びに重要性評価を含む調査を実施する。調査は机上調査、現地調査を含み、必要に応じて専門家のアドバイスを受ける。</li><li>・調査結果に基づき、伐採計画並びに森林及び重要種の保全・管理計画を策定する。</li><li>・上記の通り策定した生物多様性の管理措置について、政府の認可組織から、有効性の評価を受ける。この際、政府の認可組織は、伐採事業中において定期的にモニタリングを実施し、調査、伐採事業の停止や森林・重要種回復措置の指示等を発出する権限を持つ。</li><li>・重要種の生息地、営巣地、採餌地の可能性が低い場所を伐採対象エリアに選定することで重要種に影響を与える可能性を大幅に低減す</li></ul>
---

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・(重要種の生息可能性の低い場所を伐採区に選んでいるものの、それでも伐採エリアで重要種が確認されることはあり得るため、) 伐採前や伐採中に重要種が確認された場合は、伐採作業を停止し、伐採地の変更などの措置を行う。</li></ul> <p>また、森林管理組織は、木材生産区域における重要種の評価並びに適切な管理のための計画を作成し、その後も、森林認証 (FSC) の管理基準の改訂を参照し、また、ステークホルダーとのコンサルテーションを実施しつつ、改訂を重ねているとのことでした。</p> <p>さらに、森林管理組織は、木材生産活動が絶滅危惧種の鳥類の生息地に影響を与える可能性を認識し、以下のような、生息地保護のための対策をとっているとのことでした。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・潜在的な営巣地を特定して保護する。実際に、特定された潜在的な生息地は木材生産エリアから除外されている。</li><li>・伐採計画策定段階において採餌地や生息地を特定し、保護する。</li><li>・伐採計画策定段階において、既知の営巣木を特定し、保護する。</li><li>・当該鳥類が伐採作業中に目撃された場合に備え、予防的停止措置を実施する。予防的停止措置は、現場作業員への重要種特定方法の教育、伐採作業の中断及び専門家のアドバイスに基づく管理措置の修正等を含む。</li><li>・当該鳥類の捕食者がいない特定のエリアでは、伐採を行わない。</li></ul> <p>こうした保全活動は、現地法令に適合した対応であると認識され、現地 NGO へのヒアリングにおいても、法令違反を指摘する意見はありませんでした。</p> <p>また、森林管理組織は第三者機関の審査を経て PEFC による森林認証を取得していますが、今回の調査において、森林管理組織による重要種保全に係る活動を確認していく中で、この森林認証の認証基準と明らかに矛盾する点も発見されませんでした。</p> <p>なお、NGO へのヒアリングを行う中で、重要種の保全のために、森林管理組織にできることがまだあるのではないかという意見がありました。この点については、今回の調査を通じて、森林管理組織が重要種の保全の取組をさらに強化しようと取り組んでいることも確認</p>
--	--

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

	<p>しました。</p> <p>例えば、森林管理組織は、別の森林認証である FSC の取得も目指しており、その認証制度の基準に適合するために、絶滅危惧種の鳥類の繁殖地の拡大や効果的な監視プログラムの策定に加え、繁殖地における脅威の低減等の取組が必要とされていることから、それを踏まえて、潜在的な繁殖地を生産対象から除外することや、捕食者の脅威を減らす試験などの取組をすでに開始しているとのことです。</p> <p>なお、今回の通報の対象となったコンクリート型枠合板には、絶滅危惧種の当該鳥類が営巣するような高樹齢の大径木は使用されていないことを確認しています（原木を合板用の単板に加工する現地の工場においては、こうした大径木は処理できないため）。</p> <p>組織委員会は、第 3 回目の助言委員会をオンライン形式で開催しました。上記調査結果について報告するとともに、今後の対応について説明し、通報者への通知の内容等に関して、助言を得ました。</p> <p>以上のように、調査した範囲において確認した事実関係を踏まえると、森林管理組織の木材生産活動において、「持続可能性に配慮した木材の調達基準」の不遵守があるとは認められないことから、組織委員会は、本通報についての処理プロセスを終了することを決定し、その旨を通報者に通知しました。</p> <p>以上をもって、通報受付窓口の対応を終了しました。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・組織委員会は、今回の調査を通じて、サプライチェーンの上流に位置する森林管理組織や関係する NGO 等に直接ヒアリングを実施し、木材生産活動の持続可能性について確認を行いました。</li><li>・組織委員会としては、森林管理組織が、今後も多様なステークホルダーの意見を聞きながら、絶滅危惧種を含む重要種保全に係る取組を継続していくことを期待しており、そうした期待について森林管理組織へ伝える予定です。</li></ul>

※通報受付窓口業務運用基準で定める案件処理のプロセス外の対応を含む